

令和6年度 岩倉市立五条川小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。学校は、保護者・地域・関係諸機関と連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいきます。

いじめとは…

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある他の児童から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめ防止対策の3本柱

いじめの未然防止の取組

- ◇ 互いに認め合い、支え合い、助け合い、学び合える学級づくりを進めます。
- ◇ 主体的な活動を通して、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努めます。
- ◇ 教育活動全体を通して、「人権教育」「道徳教育」の充実を図るとともに、「体験活動」を充実させ、豊かな心を育てます。
- ◇ 保護者や地域の方への啓発に努め、連携していじめの防止に取り組んでいきます。また、「岩倉市子ども条例」の周知を図ります。
- ◇ 情報モラル教育を推進し、ネットいじめの加害者、被害者にならないよう継続的に指導します。

いじめの早期発見の取組

- ◇ 日頃から教師と子どもたちとの温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努めると共に、カウンセリングマインドを高め、相談しやすい環境を整えます。
- ◇ アンケートや教育相談を定期的実施し、子どもの小さなサインを見逃さないように努めます。
- ◇ 定期的開催するいじめ・不登校対策委員会・生徒指導委員会等において、子どもの情報を共有し、児童理解に努めます。
- ◇ 子どもと親の相談員、スクールカウンセラーと常に連携し、早期発見に努めます。

いじめに対する措置

- ◇ いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- ◇ 必要に応じて、「問題対応チーム」を立ち上げ、被害児童を守り通すという姿勢で、解決を図ります。また、加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- ◇ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行います。
- ◇ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して取り組みます。
- ◇ スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組みます。

<いじめ・不登校対策委員会の設置>

- ◇ 「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応します。
- ◇ 全教職員で構成し、必要に応じて子どもと親の相談員、スクールカウンセラー等を加えます。
- ◇ 原則として各学期に1回定期的開催します。問題発生時には、必要に応じて招集します。

<重大事態への対応>

- ◇ 重大事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応します。
- ◇ 学校が事実に関する調査を実施する場合は「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

<学校の取組に対する検証・見直し>

- ◇ いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価および保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会で、いじめに関する取組の検証を行います。
- ◇ 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努めます。